

山元町PRキャラクターホッケーくんの着ぐるみの貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山元町PRキャラクターホッケーくんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を各種行事に貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 着ぐるみの貸出し対象行事は次のとおりとする。

- (1) 山元町地域産業振興協議会（以下「協議会」という。）又は協議会を構成する団体が主体となって開催する行事。
- (2) 山元町内の自治会、社会福祉法人等の公共的団体が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、山元町地域産業振興協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める行事。

(使用の申請)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（協議会を除く。以下「使用希望者」という。）は使用申請書（別記様式第1号）に次の資料を添えて会長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 使用を希望する団体等の概要がわかる資料
- (2) 使用を希望する行事の概要がわかる資料
- (3) その他会長が必要と認める資料

2 前項の申請の受付期間は、着ぐるみの使用を希望する期間の初日の6ヶ月前から7日前までとし、山元町役場産業振興課において、先着順に受け付けるものとする。

(使用の承認)

第4条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が地場産品の販路拡大や地域産業の活性化の推進に寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、着ぐるみの使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 会長は、使用承認を行ったときは、使用承認通知書（別記様式第2号）を申請者へ交付する。

(使用承認の制限)

第5条 会長は、第3条の申請内容が次のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 協議会又は協議会を構成する団体の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) その他着ぐるみの使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された行事にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 悪天候時に屋外で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (6) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (7) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。

(使用承認の取消)

第8条 使用者が前条の定める事項を遵守しなかった場合は、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。この場合、使用者に損害が生じても、会長は、一切その責めを負わない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用期間中に着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(損失補償等の責任)

第10条 協議会は、着ぐるみの使用により使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年8月19日から適用する。